

特 記 仕 様 書

第1章 事業概要

1 目 的

本委託業務（以下業務という。）は、新内陸最終処分場で使用する覆土材の搬入・設置業務を目的とする。

2 委託名

令和8年度新内陸最終処分場覆土材設置業務委託

3 履行場所

千葉市若葉区内（千葉市新内陸最終処分場内）

第2章 総則

1 業務の履行

本業務は、本仕様書及び設計書に従い施行しなければならない。

2 主任技術者の選任及び役割

- （1）受注者は、本業務に先立ち主任技術者を選任し届出をしなければならない。
- （2）主任技術者は、業務の全般にわたり技術的な監理を行わなければならない。
- （3）主任技術者は、業務の遅滞を生じさせないよう技術者を適正に配置しなければならない。

3 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたっては以下の書類を提出しなければならない。

- （1）着手届
- （2）誓約書（労働関係法令遵守）
- （3）主任技術者選任届
- （4）工程表
- （5）報告書
 - 1）搬入整理報告
 - 2）最終整形測量結果報告
 - 3）日報・写真台帳
- （6）完了届

4 費用負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

5 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。

6 秘密の保持

受注者が本業務を行うことにより知り得た事項、情報等を他に漏らしてはならない。
また、成果品の全ては発注者に帰属するものとし、受注者が公表することは一切認めない。

7 中立性の保持

業務の実施に際しては、受注者は常に中立性を保持するよう努め、不必要な摩擦を起こさぬよう十分心掛けなければならない。また、発注者と綿密に協議して行うものとする。

8 成果品の納入及び検査

- (1) 受注者は、業務が完了したときは「3 提出書類 (5) 報告書」を納入し、検査を受けなければならない。
- (2) 報告書の検査において、指示された事項は直ちに再作成または補修を行い、再納入しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はすみやかに当該業務の修正を行わなければならない。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は発注者と協議し、その指示に従い処理するものとする。

第3章 委託仕様

1 委託期間

契約締結日翌日から令和8年12月25日

2 購入品

(1) 品名

盛土用土砂

(2) 規格日本統一土質分類の砂質土 (S F) (※土質分析表提出のこと)

※バージン材に限る

3 購入数量

4, 250 m³

前項の土量は、原則として「ほぐした状態の土量 (運搬車積載土量)」とする。

4 設置後測量値

3, 187.5 m³ 以上 (4, 250 m³ × 締固め率 0.9 / 1.2)

国交省土木工事標準積算基準書 (共通編) 令和7年度参照

5 搬入受入及び設置作業日時

原則として、土曜日、日曜日、国民の休日を除いた日の8時30分から16時00分までとする。

ただし、本業務遂行のため発注者が臨時に指定する日は業務実施日とする。

6 委託内容

(1) 覆土材の調達及び搬入業務

覆土材及び搬入車両の手配。

(2) 搬入車両誘導業務

搬入車両を発注者指定の場所に誘導すること。

(3) 覆土材の搬入整理及び成形業務

計量票等の覆土材搬入整理簿の作成。

搬入した覆土材を一定の形に成型すること。

ただし、成形方法については担当者と協議すること。

(4) 搬入完了後の覆土材測量作業

搬入予定量受入完了後、整形された覆土材の測量を実施すること。

7 その他、留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるもののほか、関係法令等を遵守し、安全かつ適正に行うこと。

(2) 本仕様書に定めない事項については、受注者及び発注者において協議して対応するものとする。

(3) 納入された土砂は発注者の指定した場所に降ろすこと。(別紙「図面(2) 施設図」参照。)

(4) 荷重積載量を遵守すること。

(5) 移動経路での道路等の美化につとめること。(タイヤ付着の泥等に注意する。)

(6) 道路交通法等関係法令順守のこと。